

令和8年度

道路メンテナンス（橋梁）工事
（今川橋塗替工）

特記仕様書

一般県道 西浦安停車場線
浦安市 今川 外

千葉県葛南土木事務所

第1章 総 則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
 2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通 特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
- なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 工期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から250日間とする。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	90日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
その他の作業不能日	

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10 mm/日以上の日：39日間／年間
 - ロ) 8時から17時までのWBGT 値が31 以上の時間を足し合わせた日数
：8日間／年間
(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)
(過去5か年(2021年1月～2025年12月)の気象庁(千葉特別地域観測所)
及び環境省(千葉特別地域観測所)のデータより年間の平均発生日数を算出)
2. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。6月1日から10月31日を出水期間とし、境川の河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。
 - ・準備、後片付け
 - ・コンクリート埋込部補修工
 - ・その他、監督職員が指示する工種

なお、治水上の安全に影響を及ぼさないよう十分に留意すること。

3. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業(9:00～17:00)	下記以外すべての工事
夜間作業(23:00～5:00)	コンクリート埋込部補修工、足場工

但し、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

また、資機材の搬入出は小学生の通学時間帯を原則避けること。

第4条 工事中の安全確保

1. 本工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導警備員を配置するものとする。

工種	作業区分	編成人員(人/日)	備考
橋梁塗装工	昼間作業	—	
足場工、当て板補修工、 コンクリート埋込部補修工	夜間作業	2人以上	

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

4. 橋梁塗装工における素地調整(循環式ブラスト工法)で使用する施工機械等については、境川の河川区域および隣接する浦安市道の歩道を一部占用し、設置することを想定している。施工機械等の設置にあたっては、事前に必要面積を算出のうえ、監督職員に報告すること。また、置き場周辺は仮囲い等を行ったうえで、歩行者の安全に十分配慮すること。

5. 当て板補修工の施工時における歩道の一時通行止めについては、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第5条 工事支障物件

本工事施工箇所である橋梁には、水道管及びガス管が添架されていることから、必要に応じて占用者と連携を図りつつ、工事中の安全を確保すること。

第6条 PCB含有塗膜くずの処理

1. 本工事により発生するPCBを含有する既設塗膜くず及び研磨材、防護服、シート類等(以下、塗膜くず)の取り扱いについては、以下のとおりとし、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき適正に管理するものとする。

1) 塗膜除去作業は、塗膜くず及び粉じんの飛散防止対策を十分講じて実施し、回収した塗膜くずは他の廃棄物と混合しないよう区分管理すること。

- 2) 回収した塗膜くずは、密閉可能なドラム缶に格納し、ペイント等で「PCB含有塗膜くず」であることを明示し、「発生年度」、「工事名」および「数量」を記載し、境川の河川区域内にて、仮囲い等を行い、適切に保管すること。
 - 3) 運搬及び処分については、別途委託により実施する予定である。
2. また、PCBを含有する塗膜くずは「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」により、令和9年3月31日までに処理を行う必要があるため、遅滞することが無いよう工程管理に努めること。

第7条 低入札価格調査

- 1 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）に該当した場合は、原則として2ヶ月に1回中間検査を実施する。
- 2 中間検査の実施は、中間検査実施細目に基づき検査時期及び該当工事の主要工種を考慮し、施工上の変化点等で行うが実施時期は監督職員が指定する。
- 3 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。

第8条 段階確認

1. 受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

工 種	種 別	細 別	施 工 段 階
橋梁補修工	橋梁補修工	当て板補修工	素地調整完了後
			補修材料の搬入時
		コンクリート埋込部補修工	コンクリート撤去後
現場塗装工	橋梁塗装工	素地調整	施工着手前、施工完了後
		下塗り（1回目）	施工完了時
		下塗り（2回目）	施工完了時
		中塗り	施工完了時
		上塗り	施工完了時

2. 段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

第2章 施 工

第9条 橋梁塗装工

- 1 必要に応じて叩き落とし（ハンマリング）を行ってから、素地調整（循環式ブラスト工法）を行うこと。なお、R c - I 塗装系（スプレー）とし、下記表のとおりとする。

工種	塗装
防食下地	有機ジンクリッチペイント
下塗り（1回目）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗
下塗り（2回目）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗
中塗り	弱溶剤型ふっ素樹脂塗料用中塗
上塗り	弱溶剤型ふっ素樹脂塗料

- 2 上塗り塗料の色彩は、「P O 5 - 4 0 X」とする。これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。
- 3 既設塗膜は低濃度P C B、鉛及びクロム等を含有しているため、「P C B廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱（平成17年2月10日付、各都道府県労働局長あて厚生労働省労働基準局長通知）」を遵守し、施工すること。
- 4 P C Bを含有する既設塗膜くず及び研磨材、防護服、シート類等（以下、塗膜くず）を格納したドラム缶は再利用できないようペイント等で発生年度、工事名および数量（重量）を記載すること。
- 5 上塗り完了後にペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより塗装記録を設置すること。塗装記録表の仕様については共通仕様書のとおりとし、設置箇所については、監督職員と協議のうえ決定する。
- 6 素地調整および塗膜くずの回収は、令和9年3月上旬までに完了させること。
- 7 塗膜くずを格納したドラム缶は別途委託により、現場からの搬出及び処分先への運搬を行う予定である。発生するドラム缶の想定数量を事前に監督職員に報告するとともに、現場内にドラム缶を存置することが無いよう委託業者と調整を図ること。
- 8 清掃・水洗い作業で発生する排水が河川に流入しないよう対策を講ずること。

第10条 仮設工

1. 仮設工は、現場条件を十分把握するとともに、安全性、経済性、細部構造等の検討を行ったうえで、受注者の責において実施すること。また、現場条件に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 本工事にて施工される足場工は、以下に示す事項を満たすことを条件とした任

意仮設とする。

- 1) 橋梁桁下から高さ 2.0 m の作業空間を確保すること。
- 2) 塗膜くず及び粉じんの飛散防止のための密閉対策を施すこと。
3. 足場設置期間中は、第三者が足場内に侵入しないようバリケード等の保安施設を設置すること。
4. 河川利用者へ事前に周知を図るため、吊り足場架設の現場着手予定日について、あらかじめ監督職員に報告すること。
5. 足場設置は 11 月 1 日以降に着手し、足場撤去は 5 月 31 日までに完了させること。

第 11 条 コンクリート埋込部補修工

1. コンクリート部分の撤去時には、コンクリート殻の落下防止及び鋼材部分の防護を施したうえで施工すること。
1. コンクリート部分の撤去時に発生する廃材運搬・処分、及び埋込部の鋼材の現場塗装に要する費用は当初見込んでいない。必要に応じて監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

第 12 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない